

令和6年12月25日

みな穂農業協同組合

## 組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

みな穂農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、「地域農業の振興と、一人一人の幸せづくりを支援し、組合員・地域の皆さまから喜ばれる取組みの実践」を経営方針として掲げ、組合員・地域の皆さまの暮らしを守るためにJA及びJAグループの総合力をフルに発揮し、事業活動を展開してまいります。

こうした方針のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成と、ニーズに応じた「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じた、豊かな生活づくりに貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取り組み状況を公表するとともに、組合員・利用者本位の業務運営を徹底するため、本方針を必要に応じて見直してまいります。

注) 共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、JA共済連）が、共同で事業運営しております。JA共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、JA共済連のホームページをご覧ください。

### 1. 組合員・利用者への最良・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供

#### (1) 金融商品

当組合は、組合員・利用者の皆さまの健全な生活設計の支援に向け、子育てや教育、マイホームなどライフステージにおける多様な資金ニーズに合った商品をご提案します。

【原則2本文および(注)、原則6本文および(注2、3)】

## (2) 共済仕組み・サービス

当組合は、組合員・利用者の皆さまの様々なリスクに対する備えやニーズにお応えできるよう、最良・最適な共済仕組みサービスを提供します。

なお、当組合は市場リスクを有する共済仕組みの提供は実施しておりません。

【原則2本文および(注)、原則3本文および(注)、原則6本文および(注2、3)】

## 2. 組合員・利用者本位のご提案と情報提供

### (1) 信用の事業活動

当組合は、組合員・利用者の皆さまの金融知識・経験・財産、ニーズやライフプランに合わせ、最適な商品をご提案いたします。

【原則2本文および(注)、原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

### (2) 共済の事業活動

①組合員・利用者の皆さまに対して、日々の訪問活動を通じて各種公的保険制度等にかかる情報提供を行い、一人一人のご意向を把握・確認し、ライフプラン等に合致した共済仕組みをご提案いたします。

②保障提案から契約締結まで、組合員・利用者の皆さまに保障内容を正しくご理解いただけるよう、契約内容については「保障設計書」、重要事項については「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」等を用いてわかりやすく丁寧な説明を行います。

③特にご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、より丁寧にわかりやすく説明し、ご家族も含めて十分ご納得、ご満足いただけるよう、ご契約時にはご家族の同席等をいただくなど、きめ細やかな対応を行います。

④なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はございません。

【原則2本文および(注)、原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

## 3. 利益相反の適切な管理

組合員・利用者の皆さまへの商品選定や保障提案、情報提供にあたり、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

【原則3本文および(注)】

4. 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

研修システムの活用や集合研修受講等、外部資格の取得により、高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、組合員・利用者本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

また、金融商品、保障・仕組み、サービスおよび各種手続きに関する組合員・利用者の皆さまからのお問い合わせ、ご相談、ご要望、苦情等については真摯に受け止め、迅速・誠実かつ公正な対応を行うとともに、それらを組合内で共有し今後の業務改善に活かすことで組合員・利用者本位の業務運営を実現してまいります。

【原則2本文および(注)、原則6本文および(注5)、原則7本文および(注)】

(※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」(2021年1月改訂)との対応を示しています。